

中学3年生までのお子様がいる保護者の方へ

平成24年8月から乳幼児等医療費助成制度が変わります

本町では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを

図るために、乳幼児医療費の助成対象年齢を拡大します。

また、助成対象年齢拡大に伴い、制度名も変わります。



改正内容

	これまでの制度	平成24年8月から
制度名	乳幼児等医療費助成制度	<u>子どもあゆみ</u> 医療費助成制度
助成対象年齢	通院 小学校修了まで 入院 小学校修了まで	通院 <u>中学校</u> 修了まで 入院 <u>中学校</u> 修了まで
受給者証の発行	①3歳未満 (アイボリー色) ②3歳～小学3年生 (ピンク色) ③小学4年生～小学6年生 (うぐいす色)	①3歳未満 (アイボリー色) ②3歳～小学3年生 (ピンク色) ③小学4年生～ <u>中学3年生</u> (うぐいす色)
自己負担金	通院 ①3歳未満 なし ②3歳～小学校修了まで 月1医療機関あたり600円 調剤薬局はなし 入院 ①0～5歳 なし ②6歳～小学校修了まで 食事療養費と月1医療機関 あたり600円	通院 ①3歳未満 なし ②3歳～ <u>中学校</u> 修了まで 月1医療機関あたり600円 調剤薬局はなし 入院 ①0～5歳 なし ②6歳～ <u>中学校</u> 修了まで 食事療養費と月1医療機関 あたり600円

※入院時での食事代などの保険適用外分は対象外です。

※徳島県外の医療機関及び接骨院での受診は、受給者証が使えないので、いったん窓口で自己負担分を支払い、領収書を持参して役場にて申請していただくと、後日払い戻します。

お問合せ先

海陽町役場（海部庁舎）保健福祉課

乳幼児医療担当 TEL 73-4312

